

京都市教育長訓令甲第5号

事務局

学 校

京都市立小学校、中学校及び小中学校の主任等の設置に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市教育長 稲田新吾

第3条第1項中「第17条第3項」を「第17条第4項及び第6項」に改める。

第4条第1項中「第17条第3項」を「第17条第4項」に、「、命じる場合」を「命じる場合並びに第17条第6項の規定に基づき主任等の職務を命じる場合」に改め、同条第2項中「場合」の右に「及び主任等の職務を命じた場合においては」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)